

都道府県公害審査会の動き

(令和4年7月～9月)

公害等調整委員会事務局

1. 受付事件の状況

事件の表示	事 件 名	受付年月日
栃木県 令和4年(調)第1号事件	特別養護老人ホーム空調設備からの 騒音防止等請求事件	R4.9.15
群馬県 令和4年(調)第1号事件	動物のふん尿の野積みによる 水質汚濁被害防止及び損害賠償請求事件	R4.7.20
埼玉県 令和4年(調)第1号事件	建築工事による騒音被害防止等請求事件	R4.8.3
東京都 令和4年(調)第2号事件	飲食店室外機からの騒音防止及び損害賠償請求事件	R4.9.16
東京都 令和4年(調)第3号事件	飲食店からの騒音防止請求事件	R4.9.21
愛知県 令和4年(調)第1号事件	鉄塔建替工事による振動被害防止請求事件	R4.7.28
愛知県 令和4年(調)第2号事件	換気設備室外機からの騒音被害防止請求事件	R4.8.16
大阪府 令和4年(調)第4号事件	飲食店悪臭被害防止請求事件	R4.7.4
大阪府 令和4年(調)第5号事件 (大阪府平成6年 (調)第5号事件への参加)	自動車専用道路供用に伴う騒音等被害防止請求事件	R4.7.14
大阪府 令和4年(調)第6号事件	介護保険施設騒音被害防止請求事件	R4.8.4
大阪府 令和4年(調)第7号事件	石綿粉じん被害防止請求事件	R4.9.20
広島県 令和4年(調)第1号事件	鉄道騒音被害防止請求事件	R4.7.11

2. 終結事件の概要

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
神奈川県 令和4年(調) 第2号事件 [隣接コインパーキングからの騒音等防止請求事件]	神奈川県 住民1人	駐車場 管理会社	令和4年6月13日受付 駐車場内での禁止事項であるアイドリングや喫煙行為、深夜早朝における無遠慮のドアの開け閉め音、利用者の談笑等による行為により、早朝深夜の睡眠の妨げ、日中のテレワーク業務の妨げ、喫煙による自宅内の匂いや汚れ、また自ら違反者に注意することの報復の恐れ、管理会社や警察への通報による時間の浪費等、管理会社や警察へ利用者への違反行為の取り締まり及びマナーの向上を求めたが、利用者が不特定多数であることにより一向に改善が見られないため。よって、被申請人はコインパーキング事業ではなく月極駐車場に変更を行うか、若しくはコインパーキング事業を継続するのであれば利用者が発する各種騒音や喫煙による煙を避けるための自宅境界線にフェンス等を設置すること、そしてこれまで私が受けた損害に対する賠償金20万円を支払うこと。	令和4年7月22日 調停打切り 調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。
神奈川県 令和4年(調) 第3号事件 [隣家からの低周波音防止請求事件]	神奈川県 住民1人	神奈川県 住民1人	令和4年6月14日受付 被申請人自宅が新築され入居した令和2年6月からヒートポンプユニットが稼働した。専門家の測定によると、令和4年1月に観測された低周波音のピーク周波数は38.6Hz前後であり、推定音源方向は被申請人自宅方向となっている。申請人は、令和2年6月から現在に至るまで、睡眠障害・圧迫感・頭痛・胸痛・耳の痛み・筋肉痛などの症状が発症し苦痛を受けているため本申請に至ったもの。よって、被申請人は、被申請人自宅側面に設置したヒートポンプユニットを申請人自宅からより遠い被申請人自宅玄関左横の地点に移設し、移設地点	令和4年8月15日 調停打切り 調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			の横に低周波音を遮断する塀を設置すること。	
石川県 令和3年(調) 第1号事件 [公衆浴場からの大気汚染等被害防止請求事件]	石川県 住民1人	石川県 住民1人 (公衆浴場 経営者)	令和3年12月27日受付 (1)被申請人公衆浴場の煙突から排出される煤塵が、申請人住所地の敷地(屋根や車庫に駐車する自家用車)に落下することがあり、申請人は、その都度掃除、洗浄を行っている状態で、不快やストレスを感じて生活被害が生じているため。(2)公衆浴場の煙突から発生する強い臭気は、申請人が自宅窓を開けていると部屋に入ってくることもある。よって、申請人は自宅の窓を解放できず、日常生活に制限を受けていることで、不快やストレスを感じ、生活妨害を受けているため。(3)公衆浴場の利用者の車両が、駐車場で駐停車中に、長時間エンジンを切らないことがあり、その時間が20分を超えたケースもある。申請人が自宅の窓を閉めていても、テレビの視聴、音楽鑑賞、読書などに支障をきたす状態にあり、精神的、肉体的に苦痛を受けており被害が生じているため。よって、(1)被申請人は、経営している公衆浴場の煙突から排出される煤塵及び悪臭を低減するために、ボイラーの使用燃料をガスや灯油、電力のいずれかに転換すること。(2)被申請人は、(1)の燃料転換までの間、煤塵濃度が基準値以下に保たれるように燃焼装置や煙突の保守点検清掃管理を月1回以上行い、記録を保存し、A市や周辺住民から閲覧の要請があれば応じること。(3)被申請人は、公衆浴場の駐車場を利用する者が、駐停車中にエンジンを停止することを記	令和4年7月15日 申請取下げ 調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、申請人は調停申請を取り下げたため、本件は終結した。

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			載した掲示板を浴場正面壁に1か所以上と駐車場に2か所、計3か所以上設置すること。	
山梨県 令和4年(調) 第2号事件 [幼児・児童用施設からの騒音被害防止請求事件]	山梨県 住民1人	山梨県 公益財団法人	令和4年5月20日受付 被申請人が運営する施設において発生する騒音により精神的に苦痛を感じているため。よって、被申請人は迷子や災害等の非常事態の案内放送以外の放送を中止すること。	令和4年8月19日 調停成立 調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
三重県 令和3年(調) 第1号事件 [鉄スクラップ工場からの騒音被害防止請求事件]	三重県 住民1人	スクラップ処理会社	令和3年10月19日受付 被申請人は、その事業活動により多大な金属音を発生させ、申請人を含む近隣住民に精神的苦痛を与えているため。よって、被申請人は、金属の取り扱い時に発生する騒音の音量を下げること。	令和4年9月16日 調停打ち切り 調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

(注) 上記の表は、原則として令和4年7月1日から令和4年9月30日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。